

42	松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約を締結しました。
請願 委員会提出 議案	松山たばこ販売協同組合理事長他より、改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、決して禁煙を強要するものではないことから、たばこ税を「分煙社会の実現」・「望まない受動喫煙防止の推進」に向けて優先的に使用する妥当性・必要性が高まっているとの考え方から、 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書 が提出され、採択しました。
	改正健康増進法の趣旨である望まない受動喫煙の防止の推進を図るため、 地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備を求める意見書 を国に提出します。

報告された案件は、以下のとおりです。

報告番号	議案内容
1	令和2年度一般会計から令和3年度へ、他機関との協議や調整に不測の日数を要した等の理由により、2億1219万4千円を繰越すこととなりました。
2	令和2年度水道事業会計から令和3年度へ、関係機関との調整に不測の日数を要したことにより、1億2640万円を繰越すこととなりました。
3	令和2年度下水道事業会計から令和3年度へ、工事に日数を要した等の理由により、2億5288万円を繰越すこととなりました。
4	令和2事業年度土地開発公社事業年度末決算では、資産6697万342円、負債5262万5千円、資本1434万5342円になりました。

たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書（概要）

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、本町においては、地方たばこ税収入は年間約1億8千万円で、町の貴重な一般財源として大きく貢献している。

しかし、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、複数年にわたるたばこ税の増税や、受動喫煙防止対策の強化など喫煙規制強化の動きの拡大、たばこ消費量の減少により、葉たばこ耕作農家やたばこ販売店は、経営に大きな影響を受けています。また、飲食業や宿泊業のサービスにおいては、原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗の改装等の負担が生じています。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、分煙環境を整備・推進することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会につながり、かつ、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれる。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙施設の整備や、飲食店・宿泊事業者における分煙環境の整備に対する支援等の取組に有効活用していくことが望まれる。

よって、国においては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、地方たばこを分煙環境の整備に活用できる制度の整備に取り組むよう強く要望する。

